

みどり市

公共施設太陽光発電設備導入可能性調査・基本設計業務
公募型プロポーザル実施要領

みどり市市民部 SDGs 推進課

令和 7 年 4 月

1. 業務概要

- (1) 業 務 名 みどり市公共施設太陽光発電設備導入可能性調査・基本設計業務
- (2) 業務内容 別紙、仕様書のとおり
- (3) 業務場所 群馬県みどり市笠懸町鹿 2952 番地外
- (4) 業務期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 1 月 30 日（金）

なお、本業務は、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の活用を想定している。

- (5) 提案上限額 10,600 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記の上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すものであることに留意すること。

※実際の契約は、優先交渉権者の参考見積額を踏まえて、当市と優先交渉権者との詳細協議により、当市の予算の範囲内で契約金額を確定するものとする。

※本業務は、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）の採択を前提としたものであるため、補助事業不採択となった場合は、中止または契約時期の延期及び事業規模を縮小することがあります

- (6) 事 務 局 みどり市市民部 SDGs 推進課
〒379-2395 群馬県みどり市笠懸町鹿 2952 番地
電話 0277-76-0985 FAX 0277-76-9813
メールアドレス sdgs-suishin@city.midori.gunma.jp

2. 参加資格要件

以下の条件を全て満たすものとする。なお、複数の企業による共同参加は認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（手続開始決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) みどり市暴力団排除条例（平成 24 年みどり市条例第 12 号）第 2 条第 1 号または同条第 2 号及び第 3 号に規定する者でないこと。
- (4) 業務について、高い知見と十分な業務遂行能力を有し、常に連絡及び調整がで

きる体制を整えていること。

- (5) 公告の日から参加申込書の提出の日までの間に、みどり市請負業者等指名停止措置要綱（平成 18 年みどり市告示第 13 号）による指名停止を受けていないこと。
- (6) 法人税、消費税、市税等を滞納していないこと。
- (7) 「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用予定であることから、当該補助金の目的や性格を十分理解した事業者であって、且つ、過去 3 年間に地方公共団体において当該補助金を活用した太陽光発電導入可能性調査業務を履行した実績を有している事業者であること。
- (8) 太陽光発電設備の設置に係る事業（P P A、リース、設置工事いずれか）の実績を有している事業者（グループ企業可）であること。
- (9) その他法令に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

3. 参加表明

当該プロポーザルに参加する意思がある場合は、以下のとおり、提出書類に必要事項を記入の上、提出すること。

- (1) 提出期限 令和 7 年 4 月 8 日（火）17 時まで（必着）
- (2) 提出方法 事務局宛てに、直接持参又は郵送で提出する。
直接持参の場合は、平日 9 時から 17 時までの間に提出するものとする。
- (3) 提出部数 2 部（正・副）
- (4) 提出書類

書類番号	提出書類名
1	参加表明書（様式第 1 号）
2	会社概要書（様式第 2 号）
3	業務実績調書（任意様式） 以下の①及び②がわかるように記載すること ①地方公共団体において、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用した太陽光発電導入可能性調査業務の受注実績件数 ②太陽光発電設備の設置に係る事業（P P A、リース、設置工事）の実績件数（施設数）
4	履歴事項全部証明書（発行から 3 か月以内のもの、写し可）

- (5) 留意事項 参加表明書提出後に本プロポーザルの参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第 3 号）を提出すること。なお、参加辞退することは自

由であり、辞退しても以後における不利益な扱いは行わない。

4. スケジュール

内 容	期 間	備 考
①公募開始（公告）	令和7年4月1日（火）	ホームページに掲載
②参加表明書提出期限	令和7年4月8日（火）	
③質問書の受付期限	令和7年4月11日（金）	
④質問書の回答期限	令和7年4月18日（金）	ホームページに掲載
⑤企画提案書類の提出期限	令和7年4月25日（金）	
⑥1次審査（書類審査）の結果通知	令和7年5月2日（金）	参加者全てにメールで通知
⑦プレゼンテーション審査実施	令和7年5月20日（火）予定	
⑧審査結果通知	令和7年5月下旬予定	参加者全てに文書で通知
⑨契約締結	令和7年6月下旬予定	補助金交付決定後に契約締結

5. 各種様式等の配布

印刷物の配布は行わないものとし、みどり市ホームページからダウンロードすること。

6. 質問の受付及び回答

本実施要領及び仕様書等を熟読の上、内容について質問がある場合は、質問書（様式第4号）に必要事項を記載し、件名を「みどり市公共施設太陽光発電設備導入可能性調査業務質問書（事業者名）」として電子メールで提出すること。なお、送信した際には、その旨をSDGs推進課に電話にて連絡すること。

（1）受付期間

令和7年4月1日（火）から 4月11日（金）17時15分まで

（2）電子メールアドレス及び電話番号

みどり市役所市民部 SDGs 推進課環境政策係

電子メール：sdgs-suishin@city.midori.gunma.jp

電話番号：0277-76-0985（課直通）

（3）回答方法

令和7年4月18日（金）までに、すべての事業者からの質問の回答を本市ホームページへ掲載することとし、個別の回答は行わないものとする。なお、回答は、

実施要領及び仕様書等を補足する効力を有するものとする。また、事業者選定に公平性を保てない内容については、質問に回答しないことがある。

7. 企画提案書類の提出

参加表明を行った事業者は次のとおり企画提案書類を提出するものとする。

(1) 提出期限 令和7年4月25日(金)17時まで(必着)

(2) 提出方法 事務局宛てに、直接持参又は郵送で提出する。

直接持参の場合は、平日9時から17時までに提出するものとする。

(3) 提出部数 正本1部、副本10部と電子データPDF(CD-R等の電子媒体で提出)

(4) 提出書類

書類番号	提出書類名
1	企画提案書等提出届(様式第5号)
2	業務体制表(様式第6号)
3	配置予定者調書(様式第7号)
4	見積書(様式第8号)及び見積明細(任意様式)
5	業務スケジュール(任意様式)
6	企画提案書(任意様式)※

※企画提案書について

- ・用紙サイズはA4判(縦・横はどちらでも可)とし、文字サイズは10ポイント以上とする。(ただし、図表等においてはその限りではない。)
- ・表紙を除き30枚以内で作成し、ページ番号を付すこと。
- ・出来る限り平易な表現(図表などを含む)で作成すること。
- ・環境省の令和6年度「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)」の実施要領、公施要領、公募要領、Q&A等を熟読し、要件等に準拠した提案とすること。
- ・その他、仕様書に示す本市の要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、本業務の成果が最大限になるよう企画の提案に努めること。
- ・書類中に事業者名が特定できるような記載(社名やロゴ等)は一切使用しないこと。

(5) 留意事項

ア 提出期限までに前記(4)に定める書類が提出されなかった場合は、プロポーザル参加意思確認の有無に関わらず不参加とみなすものとする。

イ 提出された書類は、返却しないものとする。

ウ 提出期限後の追加及び差替えは、一切認めないものとする。

8. 優先交渉権者の選定方法

- (1) 優先交渉権者は、「みどり市公共施設太陽光発電設備導入可能性調査・基本設計業務プロポーザル審査委員会」（以下、「委員会」という。）の審査に基づき決定するものとする。
- (2) 選定は1次審査（書類審査）、2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）の2段階審査とし、別紙「審査基準書」に基づき、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの審査により行うものとする。
- (3) 1次審査（書類審査）

1次審査は、参加者が3者を超えた場合にのみ行うものとし、別紙「審査基準書」における審査項目「実施体制」、「業務実績」、「業務遂行能力」について書類審査で評価を行い、上位3者を選定し、2次審査を実施するものとする。なお、1次審査の結果は、1次審査を受けた全ての参加者に通知するものとする。
- (4) 2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

2次審査は、令和7年5月20日（火）を予定しているが、日時等詳細は令和7年5月13日（火）までに電子メールで通知するものとする。

プレゼンテーション審査の出席者は5名以内とし、プレゼンテーションの時間は20分以内、ヒアリングは10分程度とする予定である。
- (5) 委員会の委員は、企画提案内容を公正かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の交渉権者として決定する。
- なお、優先交渉権者が何らかの理由により契約を行えなかった場合は、次点の交渉権者と契約を取り交わすものとする。
- (6) 選定結果は参加者全てに文書で通知するものとするが、選定結果に関する異議申し立てや質問、採点結果の公開については一切応じない。
- (7) 選定結果の公表に当たっては、みどり市公式ホームページにおいて、優先交渉権者の社名を公表するものとする。
- (8) 2次審査において、参加者が1者の場合であっても審査を行う。また、委員会の委員の採点の合計点が満点の5割に満たない場合は、優先交渉権者として選定しないものとする。
- また、得点の合計が最も高い者が複数の場合は、見積額が低い者を優先交渉権者とする。

9. 契約の締結

本業務の優先交渉権者に選定された者は、本市と協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとする。

なお、契約の締結にあたっては、みどり市契約規則に基づいて契約を締結する。

10. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格となる。

- (1) 選定する日時までに、参加資格条件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等の提出方法、提出期限を厳守しなかった場合
- (3) 見積額が事業費限度を越えている場合
- (4) 提出書類等に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 委員や事務局等当該事業の関係者に当該事業に関する助言を求めたり、不正な接触を行う等選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (6) その他、委員会が不適格と認めた場合

11. 留意事項

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出書類の作成及び提出、プレゼンテーション参加等の経費は事業者の負担とする。
- (3) 提出期限以降の提出書類の差し替え及び訂正、不備書類の追加、再提出は認めない。ただし、本市の判断により、補足資料等の提出を求めることがある。
- (4) 提案書に含まれる第三者の著作物の公表・展示等の使用に関しては、出典を明示するとともに提案者が全て著作権者の承諾を得ておくこと。
その他、本要領に記載のない事項については、その都度協議するものとする。